

生駒市立学校の「指定校の変更」及び「区域外就学」
に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）の規定に基づき、生駒市立小学校及び中学校の「指定校の変更」及び「区域外就学」について必要な事項を定めるものとする。

(指定校の変更)

第2条 保護者は、令第8条の規定に基づき、生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和51年4月教委規則第5条）で定める指定校の変更をしようとする場合には、指定校変更願書（様式1）に別表第1に定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、別表第1に定める基準に該当すると認めるときは、当該児童生徒の指定校を変更するものとする。

(区域外就学)

第3条 保護者は令第9条の規定に基づき、区域外就学をしようとする場合には、区域外就学願書（様式2）に別表第2に定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、別表第2に定める基準に該当すると認めるときは、令第9条第2項の規定に基づき、あらかじめ児童生徒等の住所の存する教育委員会に協議のうえ、当該区域外就学を承諾するものとする。

(施行の細目)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月1日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 2 日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降の申請から適用する。